

## 認知症対応型共同生活介護(予防)グループホーム集い運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人「宝集会」が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム集い」(以下、事業所とする)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 入居者の人権を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
  - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
  - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の種類・名称)

第4条 本事業所の種類・名称は次の通りとする。

事業所の種類	認知症対応型共同生活介護
事業所の名称	グループホーム 集い

### (事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次の通りとする。

愛媛県新居浜市東田3丁目乙11番地86

### (職員の員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤職員）  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、内1名は介護支援専門員をもって充てる。
- (3) 介護職員 14名以上  
介護職員は、介護計画に基づき、入居者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (4) 看護職員 0名  
看護職員は、入居者の健康チェック及び処置を行う。
- (5) 事務職員 1名以上

（利用定員）

第7条 利用定員は、18名とする。

共同生活住居（1棟）9名

共同生活住居（2棟）9名

（介護・支援の提供内容）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の提供内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上のお世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

（介護計画の作成等）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し文書にて同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。

（利用料等）

第10条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の

告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 1,600 円/日
  - (2) 食材料費 1,550 円/日
  - (3) 光熱水道費 15,000 円/月（共益費を含む。）
  - (4) その他日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担することが適当と認められる費用は実費。
- 2 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
  - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって期日までに受けるものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2 及び要介護 1 以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。また、次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (2) 自傷他害の恐れがないこと。
  - (3) 施設内での飲酒・喫煙をしないこと。
  - (4) 他の入居者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。居室内での活動とすること。  
入居者及びその家族によるホーム内での布教活動は、禁止します。
  - (5) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
  - 3 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（秘密の保持）

- 第 12 条 事業者は、業務上知り得た契約者、入居者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。
- 2 職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第 13 条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所は、感染症の発生又はまん延を防止する為、以下のような措置を講ずる。
  - (1) 感染症のまん延を防止する為の委員会を設置し、定期的（年 2 回以上）に委員会を開催する。尚、緊急の事案に関しては状況に応じ随時開催する。
  - (2) 感染症のまん延を防止する為、従業者に対する研修を年 2 回以上実施し、感染症の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。

(緊急時における対応策)

第 15 条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な処置を講ずる。

(災害・非常時への対応)

第 16 条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年 2 回は実施する。
- 3 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報されるものとなっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置を設置する。
- 4 事業所は、感染症や災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施する為の B C P を策定し随時見直しを行う。また、B C P に基づいた研修・訓練を年 2 回以上実施するものとする。

(虐待等の禁止)

第 17 条 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (3) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

- (4) 食事を与えないこと。
  - (5) 入居者の年齢及び健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
  - (6) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
  - (7) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
  - (8) 性的な嫌がらせをすること。
  - (9) 当該入居者を無視すること。
- 2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下のような措置を講ずる。
- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を設置し定期的（年2回以上）に委員会を開催する。尚、緊急の事案に関しては状況に応じ随時開催する。
  - (2) 虐待防止の為の担当者を設置し、従業者に対する研修を年2回以上実施し、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。

（事故発生時の対応）

- 第18条 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すると共にその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

（運営推進会議）

- 第19条 グループホームが地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、2ヶ月に1回行うこととする。
  - 3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、地域住民の代表者、新居浜市の担当職員もしくは、事業所が所在し地域を管轄する地域包括支援センターの職員とする。
  - 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見を交えた交流とする。
  - 5 運営推進会議の内容は、議事録を作成する。

（その他運営に関する留意事項）

- 第20条 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者については認知症介護基礎研修を受講させる。
  - 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、入居者負担金収納簿、その他必要な記録等を整備する。
  - 3 サービス担当者会議において、入居者及び入居者の家族の個人情報を用いる場合は、

- 入居者及び入居者の家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得る。
- 4 事業所のサービス開始に際し、あらかじめ入居者及び入居者の家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居者及び入居者の家族の同意を得る。
  - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人宝集会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この運営規程は平成 24 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この運営規程は令和 1 年 10 月 1 日改正、施行する。

附 則

この運営規程は令和 6 年 3 月 1 日改正、施行する。

附 則

この運営規程は令和 6 年 4 月 1 日改正、施行する。

附 則

この運営規程は令和 7 年 1 月 1 日改正、施行する。